

## 第4回多摩市使用料等審議会 要点記録

- 【日 時】 令和7年3月18日（木）18時30分～20時30分
- 【場 所】 多摩市役所本庁舎 西第3会議室
- 【出席委員】 谷井会長、倉田職務代理人、斎藤委員、高野委員、  
越畑委員、西山委員、野村委員、照井委員
- 【欠席委員】 なし
- 【事務局】 松田行政サービス・アセット担当部長、大島行政管理課長、  
三富行政管理担当主査、猪刈主任
- 【傍聴者】 なし

### 1 前回審議の確認と今回の進め方について

- （事務局） 第3回多摩市使用料等審議会要点記録（案）について、修正等の意見があればお願いしたい。
- （委員） （修正等の意見なし）
- （事務局） 原案どおりで確定する。
- （事務局） 資料16「前回審議の確認と今回の進め方について」について説明。
- （会長） 事務局から説明があったが、質問や意見等があればお願いしたい。
- （委員） （質問・意見等なし）

### 2 現行基本方針と事務局改訂案の比較（第2～3回審議会検討後）について

- （事務局） 資料17「現行基本方針と事務局改訂案の比較（第2～3回審議会検討後）」について説明。
- （会長） 事務局から説明があったが、まずは7ページの修正①について質問や意見等があればお願いしたい。
- （会長） 民間類似施設の提供に関して、オンラインサービスは無数に存在することから比較対象とせず、現存する施設に限定するというので、考え方が明確に示されており良いと思うがどうか。
- （委員全員） 賛同する。
- （会長） 続いて10ページの修正②について質問や意見等があればお願いしたい。
- （委員全員） （質問・意見等なし）
- （会長） 続いて11ページの修正③について質問や意見等があればお願いしたい。
- （委員） 学生時代に友達と公共施設を使用した記憶がある。若い方に活用していただくために若者割引などは検討しないのか。
- （事務局） 中高生の利用に対しては減額措置があるが、中高生よりも上の世代に対してのものか。
- （委員） 中高生は親からお小遣いなどをもらっている。柔軟かつ戦略的な視点で考えると、大学生のサークル活動の利用を期待してアピールすると良いのではないか。昭和世代と比べて現代の若者は1人で使用する方もいる。
- （事務局） 周知が十分かどうかを確認することは難しい面がある。学生世代に対して

減額した方がよいかどうかは、割引がないと学生が使用しないのかなど、別途検討する必要があるだろう。

(会 長) 続いて 11 ページの修正④、12 ページの修正⑥、14 ページの修正⑦について質問や意見等があればお願いしたい。

(委員全員) (質問・意見等なし)

(委 員) 公民館などで使用料を改定する際に 10 円単位で運営することをお知らせするのか。

(事務局) 平成 29 年の基本方針の改訂時に 100 円単位から 10 円単位へ変更しており、現状 10 円単位である。使用料は議会でお認めいただいて決定するが、事前に利用者へ説明させていただいた上で議会へ提案する流れである。

(委 員) 前回の会議でも伝えたとおり、お釣りが発生すると両替などのコストが発生してしまうのではないかと。

(事務局) 市は年度当初に釣銭を用意しているが、市の職員が両替しているわけではなく、市の指定金融機関に両替していただいているものである。市では、オンラインや窓口キャッシュレスの導入を進めているところである。

(委 員) キャッシュレス決済の導入は検討している段階なのか。

(事務局) すべての施設を対象に準備ができた施設から運用を開始している。

### 3 営利等加算に対する事務局検討について

(事務局) 資料 18「営利等加算に対する事務局検討について」について説明。

(会 長) 事務局から説明があったが、まずは論点 1 の営利等加算の基本水準について質問や意見等があればお願いしたい。

(会 長) ビジネスにおいては、アンケート調査などにより利益がでるかどうかのマーケティング活動を行うが、市の考え方は、利益を得ることではなく施設の有効活用を図ることが主目的ということだった。

(委 員) 箕面市は営利利用の使用料が市内 7~8 倍、市外 14~16 倍とあるが利用されているのか。

(事務局) ヒアリングによると大手の学習塾など体力のある団体の利用が多いということだった。

(会 長) 他市事例は近隣市ではないため比較しづらい面がある。近隣市でも改定上限率を設けているが、200%は高めの水準だと思う。利用者アンケートなどでもっと高い料金でも使用するという結果が出れば、今後高くなる可能性がある。空き枠の有効活用が一番の目的ということだが、営利等料金水準が通常使用料の 200%という提案で有効活用につながれば、市の目的は達成できるのではないだろうか。

(委 員) 時間帯が午前、午後、夜間と 3 区分に分かれており、15 時頃から使用したい場合は午後と夜間を予約して使用している。時間を細かく設定してもらえると使いやすくなるのだがどうか。

(事務局) 基本方針では、有効活用の視点で柔軟な利用方法を検討するとしており、コミュニティセンターでは比較的短い時間枠で予約できる場所もある。

- (委員) 貝取こぶし館は1枠2時間程度から予約でき、利用者が増えて空いている枠が減った。
- (委員) 貝取こぶし館の予約方法が良いと思う。15時頃までの昼間の時間は年配の利用が多く、夕方頃までは子どもたちが活動できる時間である。学生は18時から予約しても使い始めるのは19時や20時からのため柔軟に利用できると良いと思う。
- (会長) 実際に利用している方がたくさんいると思うのでアンケート調査などで利用者の声を集めても良いかもしれない。料金だけでなく利用方法の面でも有効活用につながるものがあるかもしれないため、引き続き検討いただきたい。
- (委員) 塾などを公的な施設で開催すると集客につながるだろう。柔軟で戦略的な料金設定という観点では個人的には営利利用時は4～5倍の料金としても良いのではないかと思うが、2倍料金でスタートすることも間違っていないと思う。
- (事務局) 箕面市は、スクールや学習塾などの利用を想定して使用料収入を得ることを目的に料金を設定しているように見受けられる。一方で、多摩市は市民のための施設として比較のお支払いしやすい料金で使用いただき、空いている枠は有効活用の観点から営利利用や個人利用を認めていく方向へ舵をきらせていただくため、市としては2倍料金で進めさせていただきたいと考えている。
- (委員) 箕面市のような料金設定をしたほうが財政面で潤いやすいと思う。
- (会長) 200%から初めて利用状況をみて今後の動向を検討するというところでいかがか。
- (委員全員) 賛同する。
- (会長) 続いて、論点2の営利行為の判断基準・運用についてご意見いただきたい。
- (委員) 営利行為は各施設で判断することになっていたと思うが、市として一つの見解があった方が良く思う。
- (会長) 例えば営利利用は市が一括で予約を受けるようなことはできないのか。
- (委員) そうすると使用日が固定されてしまうのではないか。
- (事務局) 市民に利用いただいた上で余った枠を営利利用できるとする想定である。施設所管課と調整して市の統一的な基準を設け、適用する施設を検討し、適用する場合は基準に照らして施設ごとに営利行為かどうかを判断する想定である。
- (委員) 利用者はいつも同じ施設を利用するとは限らないため、一方で良いと言われたが一方ではだめだと言われたというようなことがないようにした方が良くだろう。
- (事務局) 統一的な基準を設ける予定である。どの自治体も基本方針に基準を示しているのではなく運用の中で基準を設定している。本市も他自治体と同様に基準を設けることを前提に検討するが、どのようなことをもって営利とするかといった具体的な内容については今後施設所管課と調整させていただ

きたい。

- (委員) 基準の設定は難しい作業だろう。
- (委員) 同じ団体で同じ活動をしている団体であっても一方で営利とされ、一方で営利ではないとされるようなことを委員方は懸念していると思うが、基準があるとはいえ最終的に判断するのが施設の長だと齟齬がうまれる可能性がある。施設間で横の連携をとり判断し合う場があると良いかもしれない。または1つの所管課が判断するということも考えられる。
- (事務局) 1つの課がまとめて判断することは難しい。行為ではなく団体の性質で判断するのであれば、施設予約システムで営利団体と登録することで判断に迷うことがなくなるだろう。行為の面での庁内連携はなかなか難しい。例えば、関戸公民館と永山公民館など同じ公民館であれば連携しやすいが、公民館と指定管理者制度を導入しているコミュニティセンターなどとの連携することは難しいだろう。そういったことから、自己申告ではあるが深谷市のようにチェックシートの活用を検討している。
- (委員) 施設予約システムで統一するようなことはできるのか。
- (事務局) 施設予約システムの団体登録は公民館やスポーツ施設など施設区分ごとの登録になるため、これから統一することは難しい。
- (会長) 行為で判断するのはなぜか。
- (事務局) 株式会社であれば営利法人なため営利団体とみなせるが、NPO法人などでは、自身の活動資金を集めるためにある程度収入を見込んだ活動が想定される一方で、不登校児の集いの場を設けるといった活動もある。そういったことから活動内容をもとに料金を設定する考えである。
- (会長) 3市の事例があったが基本的には団体の性質で判断しているのか。
- (事務局) 深谷市と尾張旭市は団体の性質と行為の両方で判断しており、箕面市は団体の性質のみで判断している。参考資料6は深谷市のチェックシートである。毎回チェックシートに記入いただくのは手間なため運用面はもう少し検討したい。
- (会長) これまでの説明では、営利行為は行為自体で営利か営利でないかを判断し、判断基準は各施設とも相談して詳細を決めていくということだった。この点に関してこれでよろしいか。
- (委員) このようなルールでは使いづらいのではないか。民間企業であれば営利／非営利の情報を持つデータベースなどで確認するのではないかと思う。市町村間のネットワークで情報を共有している自治体もあるかもしれない。
- (事務局) 知る限りでは思い当たらないが、他の自治体と団体の登録情報を共有するといったことはないだろう。
- (委員) ルールや団体の情報を保有している自治体があるのであれば、その情報を共有させていただくことで効率的な運用ができるのではないかと思った。
- (会長) 最後に質問や意見等があればお願いしたい。このような考え方に反対する方はいるか。
- (委員全員) (挙手等なし)

(委員) 気が付いたことを1つだけ伝えたい。箕面市は団体の性質だけで判断しており営利団体であることが明確だが、深谷市や尾張旭市は団体の性質と行為の両方で判断しており、市民団体や非営利団体、個人事業主などの営利行為も想定していることから料金を2～3倍と低めに設定しているのかもしれない。今回、多摩市が主体の性質と行為の性質の両方をみるのであれば、通常料金の2倍と低めに設定することに納得できる。

#### **4 その他審議会意見を踏まえた調整事項について**

(事務局) 資料19「基本方針(事務局修正案)【令和7年度改訂版】」について説明。

(会長) 事務局から説明があったが、質問や意見等があればお願いしたい。

(委員) 達成率という表現では達成しなければならないものという誤解が生じるが、使用料充足率という表現であれば良いと思う。

#### **5 次回審議会について**

(事務局) 次回審議会の日程について、本日いただいた日程調整表をもとに来週早々にメールで連絡させていただく。

#### **6 閉会**